

# 仕 様 書

この業務は、本庁舎、北庁舎及び北庁舎別館（以下「本庁舎等」という。）から排出される固形状一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）を収集し、指定する処理場へ運搬するものである。

- 1 発注者は、本庁舎等から排出される廃棄物を別紙1に示す場所へ集積するものとする。なお、発注者は搬出される廃棄物を8種類に分別する。
- 2 廃棄物の種類、排出回数等は、次のとおりとする。

廃棄物の種類		予定数量(注)	搬出回数等	
①可燃ごみ (再生できない紙くず、 生ごみ)		45.2 t	原則 週3回 (別紙2のとおり)	原則火・木・土曜日の 午前7時30分から 午後4時まで  ※収集日は、別紙2の排出 日程表を確認すること。 ただし、収集日程や収集 時間を協議の上、変更する 場合がある。
②プラスチックごみ		10.2 t		
③不燃ごみ		0.4 t		
再生 処理 可能 な 廃 棄 物	④布類 ⑤金属類 ⑥ビン類 ⑦ペットボトル	3.3 t		

(注) 廃棄物の種類ごとの予定数量は、令和6年2月から令和7年1月の排出量を示したものであり、実際の排出数量とは異なる。

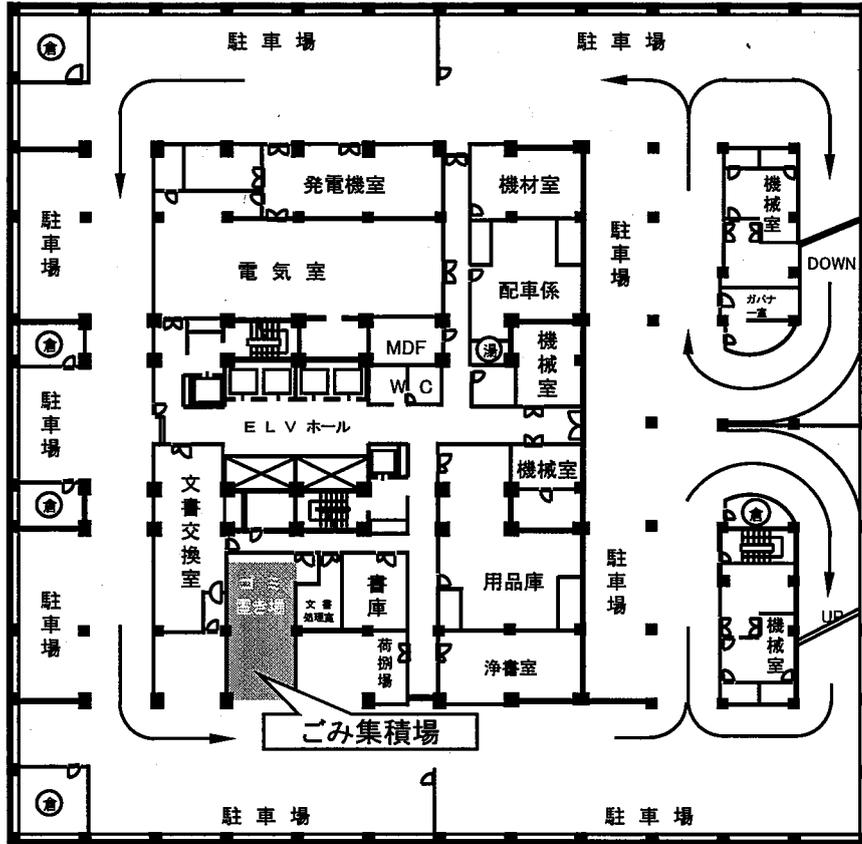
※可燃ごみ、プラスチックごみ、不燃ごみは、「広島市事業ごみ指定袋」で排出したものを、本市の所管する清掃工場又は埋立地に搬入すること。

※再生処理可能な廃棄物は、確実に資源化する能力を有する処理場へ搬入し、廃棄物の減量に努めること。

※排出日程表による排出が困難である場合は、発注者・受注者協議の上、排出回数を増やすものとする。

- 3 処理場への搬入は、特別な場合を除き、午前8時30分から午後5時までに行うこと。
- 4 業務の実施に当たっては、あらかじめ発注者の承認した車両（高さ2m程度）を使用すること。
- 5 業務の実施に当たっては、通行人等に危険を及ぼすことがないように特に注意を払うこと。また、廃棄物が飛散又は流出することがないように必要な措置を講じること。
- 6 受注者は、責任者及び従業員の住所・氏名をあらかじめ発注者に報告すること。責任者又は従業員に変更があったときも、同様とする。
- 7 受注者は、契約締結後速やかに委託業務実施計画書を提出し、発注者の承認を受けること。
- 8 受注者は、毎月の委託業務実施報告書を翌月の10日(3月分については、3月31日)までに提出し、発注者の承認を受けること。
- 9 業務の実施に当たって必要となる経費は、すべて受注者の負担とする。
- 10 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者双方で協議して、定めるものとする。

本庁舎行政棟地下1階 ごみ集積場位置図



### 令和7年度排出日程表

(実施日 152 日)

4月 (実施 13 日)							5月 (実施 13 日)							6月 (実施 12 日)							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5					1	2	3								
6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	
13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	8	9	10	11	12	13	14	
20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	15	16	17	18	19	20	21	
27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31	22	23	24	25	26	27	28	
														29	30						
7月 (実施 14 日)							8月 (実施 13 日)							9月 (実施 13 日)							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5						1	2			1	2	3	4	5	6
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	30	31	28	29	30					
10月 (実施 13 日)							11月 (実施 13 日)							12月 (実施 12 日)							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4							1			1	2	3	4	5	6
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13	
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20	
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27	
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31				
							30														
1月 (実施 12 日)							2月 (実施 11 日)							3月 (実施 13 日)							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3															
4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
11	12	13	14	15	16	17	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	
18	19	20	21	22	23	24	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	
25	26	27	28	29	30	31	22	23	24	25	26	28		22	23	24	25	26	27	28	
														29	30	31					

 実施日 (原則として火・木・土曜日)